

先発医薬品をご希望の患者様へ

～長期収載品の選定療養制度について～

2024年10月より、後発医薬品(ジェネリック)があるお薬で、患者様のご希望により先発医薬品(長期収載品)を選択される場合、「特別の料金(選定療養費)」をご負担いただく制度が導入されております。

- ・ 対象となるお薬 後発医薬品(ジェネリック)が発売されている先発医薬品(長期収載品)
- ・ ご負担いただく「特別の料金」先発医薬品と後発医薬品の価格差の**「4分の1」**に相当する金額 (※この料金には別途、消費税がかかります)
- ・ 特別の料金がかからない場合(対象外)
 - 。 医師が「医療上の必要がある」と判断した場合
 - 。 薬局の在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合

日本の医療保険制度を維持するための国の施策となります。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

ふうしゃ薬局